

○議長（河野） 4 番、大西哲也君。

○4 番（大西） はい、議長。 4 番、大西哲也。

○議長（河野） 大西君。

○4 番（大西） はい。

○議長（河野） 大西君は一問一答であります。 1 問目の質問を許します。

○4 番（大西） それでは通告に従い、一般質問を行います。

「水田活用の直接支払交付金（5 年水張りルール）について」。

農業者の農業経営の安定に資するよう措置されている経営所得安定対策のうち、水田活用の直接支払交付金について、令和 4 年度から交付対象水田の考えが再徹底され、令和 4 年から 5 年間一度も水稻の作付け（水張り）が行われない農地は交付金の対象としない方針が国から示されました。

水田の区画化、水稻と転換作物とのブロックローテーションによる生産性の向上、転換作物が固定化されている水田の畑地化を促すことが目的とされています。しかしながら、この施策の見直しにはいくつかの懸念が寄せられており、「ブロックローテーションは圃場整備などによって大きくなった区画、大規模圃場を前提に導入されており、小農地には不向きである。」「水張りを嫌う作物もあり、野菜も水稻も中途半端になる。」

「小農地のために老朽化、機能不全の水路を改修しても採算が合わない。」「中山間地域の条件不利農地を守る為に耕作しているケースへの対応がない。」「交付対象水田から外れると農地の評価額、資産価値が下がるのでは。」「交付対象外となった農地は二度と対象にならないことから、仮に農地としての環境が良かったとしても、一度でも交付対象外となった農地は将来的に新たな農業者が選択しない可能性もあり、引き受け手がなくなる。」

一部、水張りの手段として畔塗りや水中ポンプを使用する水田機能維持活用促進事業が措置されましたが、実情に合っていないとの声と、現状のままでは離農が進み、特に中山間地域における条件不利農地の耕作放棄地化を進ませるのではとの考えから、見直しルールの撤回意見書が各自治体から提出されてもおります。

米の価格の上昇により、水稻の作付け需要は高まったかもしれませんが、令和 9 年度より水田活用交付金の対象外となる農地が出てくることに、綾川町はどのような対応を考えているのか、以下の点についてお尋ねします。

- 1、制度の周知は。
- 2、確認作業や情報管理が新たな業務になるがどこが主体となっていくのか。
- 3、予想される綾川町への影響は。

以上、3 点、答弁よろしくお願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

1点目の、「制度の周知について」であります。令和3年度末に全農家対象に制度周知のリーフレットを配布しております。その後、令和4年度末、令和5年度末に次年度の営農計画書送付時に耕作者に対して制度周知のリーフレットを配布しております。また、令和5年度農業委員会だより及び令和6年度に広報あやがわ7月号で制度周知についての記事の掲載を行っておるところです。

2点目の、「新たな業務の主体」についてであります。町経済課・香川県農業協同組合・香川県農業共済組合・香川県中讃農業改良普及センター等で構成いたします綾川町地域農業再生協議会が主体となり、各団体が協力して、確認作業や情報管理を行っております。

3点目の、「予想される綾川町への影響」につきましては、野菜等を作付けしている農地での水張りは、湿害の発生や病気の拡大が発生し、収益力が低下する可能性があります。また、水事情の厳しい水利組合からは、水張りだけに水を使うことはできないとも聞いております。さらに、水田活用の直接支払い交付金の対象外となった農地については、貸借を希望した場合に借り手が見つからず、耕作放棄地の増加につながることも懸念されるところでもあります。

町といたしましては、水田活用の直接支払交付金の対象外となった農地の復活措置の要望、水田活用の直接支払交付金以外の新たな交付金の創設等を国や県へ要望しており、今後も機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長。再質問をお願いします。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい、答弁ありがとうございました。

1点目、2点目の制度の周知と確認作業に関してなんですけれどもこちら、すいません、生産者だけではなくて、耕作をお願いしている方もやはりこの制度が始まるということ、農地を持っていてもその耕作をしていないという方もいらっしゃいますので、そういった方にも向けてもと思ってたんですけれども、つい先日ホームページでこういったもう一度制度の周知であったりとか、あと再生協議会が、ということも拝見しました。ですのですいません、ちょっとこれ質問はかぶってしまって申し訳ないんですけれども、もうすでにそのホームページを見て、少し回答もあったかなというふうには感じております。

公開されておりましたリーフレットの中で、再生協議会が中心にということですが、その営農計画書に沿って、どうしても水張り等が行えない場合もございます。それは天候によってだとか作業等ですね、その場合のどうしてもその臨機応変な対応を求められる場合があるかと思いますが、それに関して現地確認や収量の確認等は経済課の職員が、そういったことも含めて対応していただけるということですのでよろしいでしょう。

うか。

あと、3点目の予想される影響についてなんですけれども、答弁の中にはなかったんですけども、公社に関してちょっとお伺いいたします。

公社の麦とそばですね、戦略作物助成と産地交付金ということで、県から助成金をもらってそのそば、麦等の栽培をされているかと思いますが、おそらくこれもかなり収支に影響があるのではということが予想されます。その際に今後、公社としてはどのようにしていくつもりなのか、例えばですけれども補助金はなくなったとしても現状やはり綾川そば等も、1つのブランドとしてあると思いますので、続けていくのか、もしくはその水張りとその水稻も含めて転作等も視野に含めて考えるのか、もしくはその高収益作物への転換、これ国がそういうふうに進めるようには言ってるんですけどもそういった、いわゆる作物の転換を考えていくのか、そういった点、公社が今後どのように、この制度が、交付金なくなることによって、やり方を考えていくのかについてお伺いいたします。

○経済課長（福家） はい。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい。

○経済課長（福家） 大西議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、営農計画書通りでない場合、これについては急遽水張りを行うとかいう場合もございます。業務としてはやっぱりスケジュール上、1カ月前には申し出ていただけたらスムーズにいけるんですけども、そういう急遽の場合には経済課の方で対応はしております。これも期間1カ月間は水を張らなければなりませんので、その日でなくても近いうちには行っはしております。

2点目の公社でございますけれども、公社は目的として遊休農地の解消でありますとか、発生防止が目的として設立をしておりますので、交付金がないからといって、もうやりませんということにはなりません。で、今、水張れるところについては水を張っていただくように、その所有者の方には伝えておると、今後作物の転換につきましては、こういったものがあるのかというのはまた研究をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長、再々質問をお願いします。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい。

○4番（大西） ありがとうございます。

おそらくなんですけれども、こういった助成がなくなること、その法人等も、もう農地をその地権者に返却したいという声も出てくるのではということも予想はできます。公社も当然それは入ると思うんですけども、基本的にはその請負ってるもの、1年更新とお伺いしておりますが、基本的には続けていくということで安心しました。

返却等が始まっていくことは問題だとは思いますが、ただ逆に、改めてその地権者の責任いうのも問われるとは思ってます。その持ち主がやっぱり自分ができないとか、貸しているから関係ないというスタンスではなくて、やっぱり作付してなくても、自分自身で最低限の管理、維持管理、景観の維持等ですね、こういったことに関しては労働力や費用を持っていくべきだとも思っておりますが、ただ自己責任と言い出すと、ちょっとやはり耕作放棄地が増えてしまうのでそこは行政、しっかりそのバランス取ってしていただきたいなと思っております。

すいません、質問なんですけれども、では、公社の方で、例えば水張りを地権者や水利組合等と少し協議をして、費用云々有償だとは思いますが、水張り水稻をする、それに対してどのぐらいの費用がかかるのか、それが交付金等と比較して、試算ですね、どちらがより継続してやっていけるのかそういったことに関しては、検討はされてはいないんでしょうか、お伺いいたします。

○経済課長（福家） 議長。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい。

○経済課長（福家） 大西委員の再々質問でございますけれども、公社としましてはいろいろなところに農地がございます。飛び飛びにあるというところで稲を作ったらやっぱり水管理も大変なことでありますし、固まったところであればそれも考えられますけれども、今のところも公社が委託されるところといえば飛んでいるところがございますので、今のところは水稻というのは考えてはおりません。はい、以上です。

○議長（河野） 大西君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○4番（大西） はい。

○議長（河野） はい、大西君。

○4番（大西） それでは2問目の一般質問を行います。

「災害時における給食調理場の活用について」。

避難所の役割は、一時的な滞在場所を提供するだけでなく、必要とする情報や物資を提供しつつ、被災者の生活再建を支援し、地域社会の復興を促す重要な拠点としての役割を担い、昨今ではプライベート空間の充実など、避難所生活における被災者のところに寄り添った環境作りも求められています。

そのような中、能登半島地震においては温かい食事を求める声が多数寄せられ、公民館での炊き出しや外食事業者によるキッチンカーの様子が報道されていました。綾川町においても、キッチンカー協会との災害協定が結ばれており、災害食や備蓄食料ばかりではなく、温かい食事を提供することによる、被災者へのストレスを考慮した災害対策も能登半島地震での教訓から注目されております。

多くの自治体が公民館や学校を避難所として指定しており、いずれも災害時に避難所となる可能性を考えると、災害規模によってはそれぞれの施設の避難所運用において、教室や併設されている調理場の活用も必要なケースがあると感じます。

また、給食センターを中心に、全国的に災害対応も兼ねた給食場整備は広がりを見せており、善通寺市・琴平町・多度津町が共同整備した学校給食センターは自家発電設備を有し、緊急用炊き出し釜の常備や駐車場にかまどベンチを設置するなど、災害にも備えた、避難者に食料を届ける大きな役割を担った施設です。

綾川町に点在する給食調理場と大規模給食センターを同列で語ることは出来ませんが、給食調理場に災害時の食糧供給施設としての役割が求められることに違いはありません。そこで、以下の点についてお尋ねします。

- 1、ガス、水道、電気等のライフラインが停止した場合の避難所の応急措置について、ライフラインに係わる各事業者との協議は。
- 2、災害発生時の支援、協力体制の構築について委託給食調理業者との協議は。
- 3、災害時における給食調理場の活用は。

以上、3点答弁よろしくお願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） はい、ご質問にお答えをいたします。

災害が発生した際、地域社会は様々な課題に直面をいたします。その中でも、被災者の食事の確保は非常に重要な要素となります。給食調理場は、普段は児童生徒の給食提供で利用されている施設ではありますが、災害時にはその機能を活用することも求められます。

まず1点目の「ガス、水道、電気等のライフラインが停止した場合の避難所の応急措置についてライフラインに係わる各事業者との協議は。」ということでございますが、本町では、災害時の水道施設の復旧に関しては、香川県広域水道企業団と、電気については、四国電力株式会社や香川県電気工事業工業組合滝宮支部と災害時の水道及び電気の早期復旧に向けた協定を締結しております。しかしながらガスに関する災害時の協定については未締結となっていることから、今後、LPガス事業者との協定締結及びライフライン復旧までの応急的な措置に関する協議を検討してまいります。

次に2点目の「災害発生時の支援、協力体制の構築について委託給食調理業者との協議は。」についてでございますが、現在、学校及びこども園の給食調理について、各学校調理場及び綾上学校給食調理場において行っておりますが、災害時の支援等についての協議は行っていないのが現状であります。災害時における被災者への給食支援については、衛生面、人材確保及び供給量を考慮いたしますと、給食調理業者などの運営管理に資するところも多いと思われます。

また、災害時におけます学校の授業及び給食の早期再開と合わせた避難者への給食支援については、給食調理業者との連携・調整が必要と考えますので、協議を進めてまいります。

3点目の「災害時における給食調理場の活用は。」についてであります。本町の指定避難所において、調理設備を有する施設は、公民館、学校等大小含め14カ所程度あり、ガスや水道などのライフラインの使用及び食材の供給が可能であった場合、活用することは可能であります。また、平成20年6月にイオン株式会社西日本カンパニーと食料品等の供給について、本年9月に香川県キッチンカー協会と炊き出し支援についての協定を締結をしており、災害時における炊き出し及びその食材の供給について整備を進めているところであります。町の管理する施設の調理施設と合わせ、災害時における既存設備等の有効活用を考慮し、災害時に被災者に対し、暖かい食事の供給について検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長。再質問をお願いします。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい。

○4番（大西） 答弁ありがとうございました。

ガスに関してはちょっと協定が結ばれてないということで、ちょっと調べましたらプロパンガスも移動式のボンベもあって、実際につないだりとかそういった訓練も含めてされてるガス業者さんもあるそうなので、そういったところも含めて、おそらく給食調理所、オール電化のところもあるとは聞いておりますが、やっぱりガス中心のところがほとんどだと思いますので、ぜひそのあたりは協議進めていただければと思います。

あと給食調理業者になるんですけれども、一応綾川町ではメフォスさんとシダックスさんの2社ということで、この2社もちょっと調べましたら実際に災害協定を結んでいる自治体もございました。

近くでちょっとご紹介させていただくと、岡山県の瀬戸内市と徳島県の海陽町が、実際にこの2社と、給食の方にも入ってて、災害協定を結んでるということなので具体的などういった内容で結んでるかとかは、ちょっと調べきれてないんですけれども、そこもちょっと問い合わせとか、ぜひしていただいて、給食委託調理業者とも、ぜひ協議の方は進めていただきたいと思います。

質問になるんですけれども、電気と水道に関しては応急措置も含めて協定を結んでるということですが、これ実際に予行の練習といいますか訓練は行っているのかどうか、ただ協定だけ結んで実際にその電気、水道がストップしたと仮定して、実際に応急措置ができるのかどうか、そこの訓練をしているのかどうか、予行演習しているのかどうかについて伺います。

あともう1点、3点目の給食調理場の活用に関してですけれども、これ答弁にもありましたように私もなかなか活用とは言っても誰でも調理場のその施設、調理器具が簡単に使えるわけではないと思います。スイッチがどこにあるかとか、あと当然ライフラ

インの安全性とかいろんなとこ含めて、簡単にできないのはわかっているんですけども、その中で、これもちょっと調べてたらその1つ提案にはなるんですけども、こういった他人任せといいますか、その業者さん任せではなくて自分たちでできることの中で、自動おにぎり成形機を導入している自治体がありました。1時間に何千個とかを、ご飯入れたらおにぎりたくさん作ってくれる機械ですね。これどうして導入してたかが、もちろん食糧の確保という意味合いはあるんですけども、それ以外に例えば学校給食にこのおにぎり給食導入して要は防災の啓発に努めるのにそういった機械を使ってみたりとか、あと町の防災イベントとか、その他の米のPRのイベントにその機械を使って、おにぎりを提供したりとか、他にも例えばおにぎりの成形機であれば、いろんな器具の使い方を覚えずに、発電機1つとその機械の使い方がわかれば、もしかしたら職員の方でも簡単にできるのではということ、簡単に、いろんな器具の使い方を覚えなくてもいいという点、あと、実際されてる自治体は地元の米屋さんとかと協定結んだりとか、JAさん、あと、農業団体ですね、そういったところとお米の供給に含めた、協定も結んだりとか、価格が150万ぐらいでちょっとピンキリだそうなんですけど、そのぐらいだそうです。ぜひこういったものも含めて、ただおにぎり成形機に関しては、総務課、防災の観点からだけではなくて、おそらく学校教育課とも少し協議しないといけない部分だとは思いますので、ぜひその協議は進めていただきたいなと思います。思いますので協議はいかがでしょうかという質問でお願いします。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい。

○総務課長（宮前） 大西議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の電気水道、停電または断水をした場合、その際に各施設での訓練をしておるかというところがございますけども、実際停電、断水の際の、各施設の学校でありますとか公民館、避難所の訓練については、具体的なものはしておりません。そういうのが現状でございます。

まず電気・水道についての復旧、これにつきましては協定をしておるところから、復旧ができたよというような連絡は町の方にも入ってまいりますので、そういったものの情報を流しながら、各避難所においての対応ということになろうかと思います。

それと施設の活用の中で、おにぎり成形機の導入をしてはどうかというところがございますけども、これにつきましても当然設置場所でありますとか、活用については訓練でも活用はできようかと思いますけれども、どうしても数的なものについても制限が出てまいりますので、町全体として考えるにあたっては十分研究が必要でなかろうかというふうな認識でございますので、ご理解いただけたらというふうに思います。

以上、答弁いたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長、再々質問お願いします。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）はい。答弁ありがとうございました。

災害時におけるということばかりちょっとお話してきた中でちょっと恐縮なんですけれども、なかなか実際の訓練とその水道等の遮断された場合の、ちょっとできてないのも現状ではあるということでしたが、例えばなんですけど、今防災訓練で、公民館であつたりとか、学校の体育館を想定されておりますので、そこをぜひ給食調理場を活用した防災訓練、こういったところも前回その際、参加させていただいた時は給食調理場活用というよりか食料品を備蓄したらいいという感じで住民の皆さんで話し合っ使用するという選択肢もあったんですけれども、もう少し踏み込んだ給食調理場の活用ということで、今回質問した実際にその作るとか、そういった部分、多分これ学校の方も衛生管理とかもありますので、防災訓練で使うんでどうぞいうわけにいかない。これはもちろんあると思うんですけれども、ぜひ訓練に、給食調理場をまず活用してみて、それで実際本番に備える、というふうに取り入れる。訓練の方に取り入れてるってことはできないんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい。

○総務課長（宮前） 大西議員の再々質問についてお答えをいたします。調理場を利用した訓練というところでございますけれども、議員の方からもお話ありました学校の調理施設、訓練というのはなかなか衛生面の部分で、かなりハードルが高いという認識がございます。

そういった中で答弁の方にもありました、委託業者、当然専用機器、事業者向けの専用機器でございますので、取り扱いについても十分熟知したものが対応しなければならないということがございますので、委託業者の運営管理についての協定も含めてですね、調整した中での検討になろうかと思えます。

しかしながら公民館におきましては調理場というよりは、調理施設というようなところがございますけれども、こちらの方の設備は、いわゆる一般的な家庭と同様な、設備でございますので、いわゆる炊き出し的なところの訓練を併用したというところが、検討できるのではないかというふうには、そういったところでは先ほどちょっと答弁の補足になりますけれどもまず、電気水道の停電断水の際ですね、電気につきましてはこれ100%対応できませんけれども、各避難所において発電機とかは配備しております。

また水道につきましても当然飲料水につきましては、備蓄をしておりますので、そういう形でたつてきな、避難時については対応ができるということで復旧まではそれで凌ぐというような形になろうかと思えます。よろしく申し上げます。

以上答弁といたします。

○議長（河野） 以上で、大西君の一般質問を終わります。